明治維新期の封建的諸制度の改廃と近代化政策の関係

（日本経済史）

維新政府は、欧米先進国の市場開放圧力に刺激されて、日本の自主独立、富国強兵、経済産業の近代化を目指して旧来の諸制度を廃止し、近代化政策を推進するための新制度を移植・導入してきた。

１．旧来の封建的制度や規制の廃止

1869 年、領地と領民を天皇に返上するという「版籍奉還」が行われた。これにより封建的な領主支配が終わり、新政府に対する期待が高まった。一方、采地返上により上級家臣の家禄が激減し雇われていた陪臣の多くが失業する事態が生じた。また奉禄制度を維持することは国家財政にとって大きな負担であるため「秩禄改革」が行われ、蔵米支給、帰農商出願者に対し一時賜金制度、産業資金として現金と公債支給などの制度を行った。1875 年には家禄石高を金禄に切替え、翌年には金禄公債証書発行令を発布し、秩禄の処分を完了した。

1871 年、多重国家体制であった藩を廃止して、政府任命の府知事や県令を派遣するという「廃藩置県」が行われた。これにより単一国家体制である中央集権国家体制が確立することになった。実施後も府藩県の三治方式であったが、1888 年には 3 府 43 県と定まった。この目的は全国の軍隊と租税を集中し中央政府の権力集中をすることであった。

さらに「地租改正」を行い、政府歳入構造が年貢米であったのを土地に価格設定をし、全国一律の課税制度にした。これは近代税制への先駆けであった。

1869 年から 1872 年にかけて公卿諸侯、武士、農工商の身分を華族、士族、平民の３族籍にし、賤民の称も廃止し、身分制度を廃止した。

経済活動を自由にするために、1868 年「商法大意」を発表し問屋株その他の特権組合を廃止、翌年には諸藩県の「商会所」を禁止した。営業の自由を確保するために、1868 年関所の廃止、米の輸送の自由を許し、1871 年一般農民にも米の販売を許し、農作物の栽培制限を解除した。どんな職業にも誰もが就けるようになった。

1872 年には土地永代売買の禁止が解除され、農業の傍ら商工業を営むこともできるようになる。宗門人別帳の廃止も行われた。

幕末期の粗悪な貨幣の製造により物価騰貴が起こり、貨幣改革が必要であり、外交上の問題でもあった。1869 年造幣局の設置と新貨幣の鋳造方針を打ち出した。そして従来の金座、銀座を廃止した。新貨幣の形を円形にし、単位を 10 進法にし、メキシコ銀と同位の本位貨幣にした。1871 年、金本位制の採用に切替え新貨条例を発布した。

維新政府は財源がほとんどなかったため不換紙幣の発行で財政を補う必要があった。1871 年諸藩の発行している藩札を引き継ぎ、良質の新紙幣を発行して紙幣の統一をはかった。1872 年、国立銀行条例により国立銀行が正貨兌換の銀行紙幣を発行した。1876 年、国立銀行条例の改正で銀行紙幣が不兌換紙幣となる。

２．近代化政策としての新しい制度

新貨幣制度を改革した後、運用していくためには近代的な金融制度が必要であり、銀行制度が造られた。1869 年通商司の下に通商会社と為替会社が設けられ、為替会社の業務は預金、貸出、為替、両替、銀行券の発行である。1882 年日本銀行条例が公布され兌換銀行券の発行ができる中央銀行が設立される。1884 年には、兌換銀行券条例が出され、日本銀行から初めて兌換銀行券が発行された。通貨の流通高も安定してきた。日本銀行を頂点とする近代的金融・銀行制度が確立した。

近代産業を発展させるためには、大企業の育成が必要であり、そのためには法人として大資本を集める会社制度を自由設立主義にし、株式会社の設立を促進させた。さらに、政府は海上輸送や陸上輸送のための会社を助成し保護して近代化を進めた。

一方、近代的な資本主義経済を進めるために鉄道や郵便電信等の産業基盤の整備を進めた。

３．改廃した制度と新しい制度の関係性

貨幣・紙幣を整理し全国統一にすることにより、近代的金融・銀行制度を確立し、政府の殖産興業政策に必要な資金の創出の基盤になることができた。身分制度の廃止、関所の廃止など旧制度による禁止制度を解除することにより、経済活動が自由になり、各地方に特産物などの産業が発展し経済活動が進展していき、近代産業の育成の下になった。地租改正により、富国強兵を目指して計画的な国家財政の基盤が確立した。中央集権国家体制の確立により、基幹産業である海運業、陸運業や電信業を国家として助成し保護し、民間の会社として育てていくことができ、自主独立、富国強兵、近代化へと進むことができた。